

調査基準価格・最低制限価格等の引上げについて

平成 21 年 5 月 1 日から、次のとおり工事の調査基準価格、低入札価格調査制度における失格基準、最低制限価格の引上げを行います。

対象となるのは、平成 21 年 5 月 1 日以降に公告する一般競争入札及び指名通知を行う指名競争入札からです。

5 月 1 日以降に行う入札であっても、4 月中に公告又は指名通知したものは、これまで通りですので、ご注意ください。

1 調査基準価格の引上げ

	旧	新
直接工事費	設計金額の 95%	→ 変更なし
共通仮設費	// 90%	→ 変更なし
現場管理費	// <u>60%</u>	→ <u>70%</u>
一般管理費	// 30%	→ 変更なし

設定範囲は、予定価格の 3 分の 2 ～ 10 分の 8.5 から 10 分の 7 ～ 10 分の 9 に引上げます。

2 低入札価格調査制度における失格基準の引上げ

	旧	新
直接工事費	設計金額の 85%	→ 変更なし
共通仮設費	// 80%	→ 変更なし
現場管理費	// <u>60%</u>	→ <u>70%</u>
一般管理費	// 30%	→ 変更なし

総合評価方式は、引き続き施工体制確認型総合評価方式とします。

3 最低制限価格の引上げ

設定範囲を、予定価格の 3 分の 2 ～ 10 分の 8.5 から 10 分の 7 ～ 10 分の 9 に引上げます。

照会先 高知県土木部建設管理課契約担当 T E L 088-823-9813
--